

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280331006	27年 12月2日	28年 1月27日	28年 3月31日	乳児用液体ミ ルクの国内流 通を実現させ るための法的 整備を進めて ほしい	乳児用液体ミルク(「液体ミルク」とは、乳児が母乳を飲めない時に代替的に飲ませる人工乳のうち、粉乳ではなく液状のものを指す。そのまま飲むものと希釈して使う濃縮乳があるが、以降は今回の整備を希望するそのまま飲むタイプに言及する。欧米は普及しておりスーパー等で容易に買えるが、日本では法的根拠の不足ゆえ流通できない状況であり、また製造者が開発を躊躇する一因となっている。 衛生面 液体ミルクは無菌充填されており衛生的である。一方、粉ミルクはその製法上無菌では無く、感染リスク軽減のため70℃以上のお湯で調乳する必要がある。また調乳器具からの塵埃入りリスクも液体ミルクより高い。そのためWHO/FAOが定める人工乳の調乳ガイドラインには新生児等よりスク下の乳児には粉ミルクより液体ミルクが推奨されている。 災害時の活用 液体ミルクは無菌充填のため製造から1年ほど常温保存でき(例:米国製)、常温のまま乳児に与えられる。水の調達・沸騰作業無しに乳児がすぐ飲めるため、災害下での活用が期待される。先の東日本大震災では乳児も多く被災した。ストレスで母乳が止まる。ミルクをあげようにもお湯も哺乳瓶も無い等授乳に苦慮する母子の報道を受け、海外在住の邦人らにより液体ミルクの義援物資が被災地に届けられ、歓迎されている。 育児支援 昨今母乳育児率が増加傾向にあるものの、生後4-5ヶ月時点で人工乳育児は18%、混合栄養は26%に上る(H22乳幼児身体発育調査)。4割超の家庭で粉ミルクを使用する中、調乳に必要な手順や時間が保護者に負担を強いている。例として保護者の体調不良時、早期復職に伴う保護者の恒常的な時間不足、外出時の大荷物、双子への頻回調乳等がある。液体ミルク普及により粉ミルクと併用でき、ミルク育児を行う家庭の負担軽減が期待される。 提案 新3本の矢でも少子化対策や女性活躍が叫ばれる中、上述の衛生面・災害時の活用・育児支援により、誰もが安心して育児できるよう、行政がイニシアチブを取って法規を整備し液体ミルクの市場参入を促すよう提案する。日本社会の一員としても母親としても液体ミルクの必要性を強く感じており、本件が流通実現への一助となるよう願う。 当団体 代表が自身の苦労から署名を募り、1か月で1万筆が集まる。粉乳企業に意見を届ける他、輸入や新規参入を想定した研究会を主催し賛同企業と研究を進めている。	乳児用 液体ミ ルク プロ ジェク ツ同者 12043名	消費 者 庁 厚生 労 働 省	【厚生労働省】 日本の食品衛生法では、乳児を対象とした調製粉乳は乳等省令により規定されておりますが、乳児を対象とした液体状の調整乳(以下「乳児用液体ミルク」という。)については個別に規定されていません。そのため、現時点においては、海外で流通する乳児用液体ミルクは、乳等省令中の乳飲料に分類されます。また、国内では製造等を禁止しております。 【消費者庁】 特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものであり、特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。現行制度において、乳児の特別な用途に適する旨を表示するための表示許可基準は、「乳児用調製粉乳」のみであることから、液体ミルクについては、乳児に適する旨を表示し、販売することはできません。	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項から第6項(第29条第2項において準用する場合を含む。) 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号) 乳及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)	対応不可	【厚生労働省】 乳児用の液体ミルクについては、平成21年4月、事業者より厚生労働省に乳等省令中に規格基準を設けるよう要請があり、同事業者等と連携して検討を進めているところです。平成21年4月及び平成21年8月、薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会において審議を踏まえて、同事業者に対して開封後の微生物増殖や季節の変化に伴う食中毒の危険性の検証のための微生物のデータや保存試験等のデータの提供を依頼しております。厚生労働省では事業者等から必要な資料の提出を踏まえ、引き続き、安全な乳児用液体ミルクの規格基準策定の検討を進めてまいります。 【消費者庁】 また、特別用途食品においても、上記規格基準の策定状況を踏まえつつ、検討を進めてまいります。	
280520004	28年 3月16日	28年 4月13日	28年 5月20日	たばこ価格認可手続きおける財務省の消費者庁に対する協議の廃止	たばここの価格については、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第33条の小売定価の認可の規定に従い、財務大臣の認可事項とされている。 現在、政府の規制する料金または価格(以下「公共料金等」という。)の新規設定および変更に係る決定、認可その他の措置(以下「認可等」という。)については、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ、消費者に与える影響を十分に考慮すべく、所管官庁が消費者庁にその認可等に当たり事前協議を行うことが「公共料金の新規設定および変更の取り扱いについて(平成23年3月14日)物価担当官会議申し合せ」に規定されている。 たばここの価格認可についても公共料金の一つと位置づけられ、その改定に当たっては、同申し合わせの規定により国内市場において占有率が1%を超え50%以下のたばこについては、財務省がたばこ事業法第33条に基づき認可の判断をするにあたり、消費者庁との事前協議事項とされている。この規定に従いたばこ製品の価格認可の際に、財務省と消費者庁との間において公共料金の観点から協議が行われることとなるため、財務省単独よりも認可に時間がかかり、市場に新製品を投入する際の機動的な対応が阻害されている。 また、認可時期の予見可能性が著しく低下しており、事業上、新製品の商品展開、価格変更等の実務に支障をきたしている。 以上のことから、たばここの価格認可にあたっては、たばこ事業法を所管する財務省の専管とし、公共料金の観点での消費者庁の関与については、たばこを公共料金として扱うという現代的意義と「申し合わせ」という政省令に基づかない希薄な根拠に規定に基づく規制であることから廃止すべきである。	フィリップ モリス ジャパン 株式会 社	消費 者 庁	たばここの価格については、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三十三条第一項の小売定価の認可の規定において、財務大臣の認可事項とされており、認可に当たっては「公共料金等の新規設定及び変更の取り扱いについて(平成23年3月14日)物価担当官会議申し合せ」に基づき、消費者庁と事前に協議を行うものとされており、	たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三十三条 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十六条 公共料金等の新規設定及び変更の取り扱いについて(平成23年3月14日)物価担当官会議申し合せ)	対応不可	消費者基本法第十六条第二項の規定において、国は、消費者に与える影響を十分に考慮するものと定められており、これを適切に執行するため、「公共料金等の新規設定及び変更の取り扱いについて(平成23年3月14日)物価担当官会議申し合せ」において、鉄道、バス、郵便、電力、ガス、たばこなどの公共料金の新規設定及び変更については、事前に消費者庁と事前協議を行うこととされています。これを踏まえ、消費者庁では、たばこの料金改正等が消費者にどれだけの影響を与えるのかを十分に考慮するためには、これまで同様に事前協議が必要であると認識しております。 なお、認可に時間を要することにより、事業者の業務に支障を来しているという御意見につきましては、あらかじめ申請内容や認可希望日等を所管省庁と調整いただき、早期に申請いただくことで、対応は可能と考えております。	